

寄付金控除について

個人の場合 確定申告を行うことで「寄付金控除」を受けることができます。

所得税の控除 「所得控除」^{※1} を選択できます。

所得控除の場合

$$\left(\text{所得金額} - \text{寄付金合計額} - 2000 \text{円} \right) \times \text{税率} = \text{寄付後の税額}$$

所得控除の場合
所得控除の減少額

※対象となる寄付額は、年間所得の40%が限度です。

※所得税算出のための所得税率は年間の所得金額等によって異なります。

税額控除の場合

$$\text{税額} - \left(\text{寄付金額合計} - 2000 \text{円} \right) \times 40\% = \text{寄付後の税額}$$

税額控除の場合
所得控除の減少額

※対象となる寄付額は、年間所得の40%が限度です。

※控除される所得税は、所得税額の25%が限度です。

※1. 所得控除について…個人所得税の寄付控除は、現在は「所得控除」のみですが、「税額控除」の手続きを進めており、これが認められれば税額控除も選べるようになります。

住民税の控除

住民税も寄付金控除の対象になり、控除割合は最大10%(都道府県民税4%/市町村住民税6%)です。対象になるかどうかは、自治体によって異なりますので、申告する市区町村へお問い合わせください。

相続税

相続により取得した財産の一部または全部を大吉財団に寄付した場合、寄付した財産には相続税が課税されません。また、遺贈(遺言によるご寄付)によるご寄付も相続税の控除の対象となります。

法人の場合 法人が寄付を行った場合、一定額を限度として損金算入することができます。

法人が寄付を行った場合、**一般の寄付金の損金算入限度額**に加え、**特別損金算入限度額**まで損金に算入することができます。損金算入できる金額の計算には、他の認定NPO法人、公益財団法人や公益社団法人等に対する寄付金も含まれますのでご注意ください。詳しくは最寄の税務署にお問い合わせください。